

令和2年度 多摩市文化芸術方針検討委員会 第2回 要点録

開催日時・場所	令和2年11月25日(水) 18:00~20:00 多摩市役所3階301会議室	
参加委員	参加委員10名 学識経験者：伊藤裕夫氏、桑谷哲男氏、浜田弘明氏 市民委員：石坂氏、岩佐氏、柴田氏、新倉氏、渡辺氏、牧田氏、今井氏	
出席職員	くらしと文化部長、文化施策担当課長、文化財担当課長、事務局3名	
主な内容	開会	資料の確認
	次第1	前回の振り返り
	次第2	多摩市文化芸術条例（仮称）の制定における留意点（案）について
	次第3	条例における全体構成および項目について
	次第4	第3回委員会について
議題	主な意見（●事務局、◎委員長、○委員）	
次第1 前回の振り返り	<p>①前回の要点録について確認。分科会として承認した。</p> <p>②前回の振り返り</p> <p>●市の文化芸術の方向性として条例を制定することを決定した。</p> <p>●また、「どうやって多摩市の文化芸術を振興させていくのか」「なぜ文化芸術が必要なのか」など、意見を言っていた。</p> <p>◎本委員会は条例を制定していくために必要な議論をしていく場となる。具体的な施策を策定する基本計画を作るかどうかも含めて、多摩市の文化芸術を条例という法的根拠をもって、どうやって推進・振興していくかを話し合うことが重要である。</p>	
次第2 多摩市文化芸術条例（仮称）の制定に向けた留意点（案）について	<p>●今後様々な意見が出る中で、委員会として議論をまとめながら進めていくために、ポイントとして確認できるものとして留意点（案）をまとめた。</p> <p>◎1つ目の留意点は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が社会や文化芸術に与えた影響を念頭に置き、文化芸術が果たす役割は何かを考えることが重要だということ。</p> <p>◎2つ目の留意点は、個別のジャンルの支援・保護のみならず、地域に多様な活動が生まれ、発展し、また内外の文化芸術と繋がり根付いていくという考え（文化的コモンズ）が重要だということ。また、持続のために、子どもや次世代に文化芸術に触れる機会を増やすなどの重要さの認識や人材育成が重要であること。</p> <p>◎3つ目の留意点は、文化芸術を個人の精神的な教養・娯楽だけでなく、地域振興やまちづくり、そういったものとの関係を捉えていこうという流れがあること。</p> <p>◎4つ目の留意点は、行政だけでなく、市民・団体・企業などさまざまな機関が関わって、担い手となっていく必要があること。</p> <p>【留意点における委員からの質問・意見】</p> <p>○子どもについて、ゼロ歳児など早い時期から文化芸術に触れる環境があれば良いのでは。「子どもたち」というと小学生くらいからのイメージがあるが、そうではなく、あえてゼロ歳児から取り組みを始められるように表現できないか。また、公立劇場の運営に参加しているが、文化芸術に関心がある市民の人口が増えていないのではないかと感じている。関心層を増やすためにもできるだけ小さい時から文化芸術に自然に触れられる社会であればと思っている。</p> <p>○①条例が形骸化しないよう、誰にとって、どのような「後押し」になるのかを十分に考えた上で、それらを意識して細目を検討するとよい。</p>	

次第2
多摩市文化芸術条例(仮称)の制定に向けた留意点(案)について

②基本法や各種条例では、行政や市民の「果たすべき役割」について書かれることが多いが、義務的な書きぶりだけでなく、個々の担い手にとって何を後ろ支えし、保障するのかという視点でも作成できるとよい。義務だけでなく、より市民が自由に活発に行動できるということが大事。

③その時々で柔軟に取り組んでいけるような「余白」を持たせることと、活動の内容を定めるのではなく、方向性を大きく定めることが大事なのは。

④どこの自治体でも使えるような条文ではなく、多摩市の特徴が出ているとよい。

○定めようとしている条例が、誰を対象にしているのか、文化芸術とは何を指しているのかを疑問に思った。いわゆるホールで実施するような「音楽・演劇・文芸」の狭い文化を推進するということなのか、「自然に対しての文化、つまり全く手つかずの自然に対して、畑とか自然公園のように人間が働きかけたものも含めての文化」という広い文化をイメージしているのか。

◎文化芸術をある程度絞って定義するのか、柔軟に考えられるよう広く定義するのは今後議論して決めていく必要がある。

○芸術と文化が対等であると考えると良いのでは。純粹芸術には、絵画、クラシック音楽、演劇、舞台芸術などがあるが、演劇文化とか映画文化などと「文化」をつけて呼ばれることもある。芸術か文化かと言い切れず、またどちらが上位かということも言い切れない。遊びでも生活文化と言われるものがあるし、広い意味で文化芸術を考えていく方がいいのではないかと。地域の活性化という視点で考えれば、文化も芸術もまちの活性化の支援につながる。ただ、野球やサッカーは文化と言われるが、芸術とは言われない。そこが区別のヒントになるのかなと思う。

○ゼロ歳児からの小さい子に体験する機会があることは非常に大事で、さらに自分に合うものを自分で見つけていく、それが重要。その道のプロになってもいいし、違う道に行きたければそれでいい。継続性を重視するならば、大人が子供に伝えていく、ギフトの循環という姿勢を強く打ち出すのが良いのかもかもしれない。担い手については、受益者であり担い手であるということで、市民と演者が対象として最優先されるのではないかと。ただ遠くに住んでいても多摩市で活躍してくれる演者も大事にするなど、表現できたら良いのでは。

○文化芸術をどういう範囲で考えるのかは重要なテーマ。文化財をとっても概念が広く、雑木林・水田・畑も現在では文化的景観として文化財になっている。近代化遺産という名で、近代や戦後の資料も対象になりうる。ここ20年くらいの動向をみていると、文化・文化財の範囲がとても広がっているのだから、個人的には文化の範囲は緩やかに捉えた方が良いのでは、と思っている。有形文化財の他、無形文化財も非常に重要だと感じているので、それを残すための何かを入れられればと個人的には思っている。

○財政の問題は非常に課題である。何かを実施し継続性を保つ上で、財政強化という経営視点は非常に重要だと思う。例えば、市の文化芸術の中核を担う(公財)多摩市文化振興財団は、公益財団法人のため収益の制約はあるにしても、単なるコンテンツの提供に留まらない財政強化の道があると思う。

○パルテノン多摩の事業や活動は、多摩市において、文化芸術振興活動の一部だと思う。その一方で、パルテノン多摩の運営管理や事業活動を継続していくためには、更に経費削減や効率化を含めた費用対効果を高めること、持続可能な収支構造構築が課題であると認識している。なお、条例は、活動内容ではなく方向性を示すものと捉えるが、基本計画を策定する委員会の設置や、事業評価などを行う文化審議会等の設置などを条例に紐づけた方がいいのではないかと。また、文化

次第2
多摩市文化芸術条例（仮称）の制定に向けた留意点（案）について

芸術はまちづくりや地域活性化の道具になりすぎではいけないという話もあったが、国の文化芸術基本法にある本質的な価値に加えて、今後、文化芸術振興を通じたまちづくりを行うということであれば、手段という側面もあるのは確かである。文化芸術の振興・推進は、目的であり手段でもあるため、両方を融合させて考えるべきである。

加えて、個人的にコロナ禍は一過性であると考えており、それよりも10年、20年先を見据えて、人口動態変化、デジタル化やグローバル化、創造性豊かな子どもたちの育成や教育のあり方などを俯瞰し、今後のまちの姿勢を示すものとして考えたほうがいいのではないかと考える。

○条例において対象は誰なのか。乳幼児、児童、成人、高齢者、障がい者、外国人それぞれの支援策があるため、そういった観点を前提に考えていく必要がある。また、他市の条例では、行政は財政支援するとの記載が多いが、今後、文化芸術に我々が期待するほどの行政からの財政支援は難しいのではないかと考える。市民などからのクラウドファンディングや民間などの資金を獲得していくという考えが必要だろうと考える。

○持続のための次世代・担い手育成がとても大事だと感じている。子どもの頃から文化芸術に関して良い思い出をした、楽しかったという体験をしている人たちが、大人になって活動に参加してくれていると感じている。小さい頃から文化芸術を楽しめる機会を提供していくことが大事である。対象を市民全員という大雑把な意味で問いかけるよりも、一人思いっきり頑張った人が活動を広げていけるような支援も必要ではないかと考える。多摩市も財政難が深刻化していくのであれば、文化芸術もお金が回る、動く仕組みづくりが必要ではないかと思う。

○文化芸術の定義について、広く捉えることが大事ではないか。人が表現することとはすなわち人が生きていくということ。生きていく権利を保障することだと思うので、広い意味で捉えていきたい。文化芸術は高齢者・子ども・障がい者・外国人等全ての対象において人権として保障されているべきである。2つの違うベクトルが必要で、広くやらないといけないところと狭く特化してやらなければいけないことがある。この2つはその時々に応じてそのバランスを変えられるような、そういう条例であるべきと考える。子どもという言葉からイメージする子供の年齢は乖離があるので、乳幼児含むとか、イメージの共通化が必要。

○乳幼児という話に関連するが、ゼロ歳児のその前、胎児を抱えている母親が本物に触れて感動するとか、中高生が実際に人前で演じて感情が深く揺れ動いて自分と重ねて感動を刻む、という体験も重要だろう。2つ目の留意点に、持続のために次世代について触れているが、多摩市の中心的なコンセプトになっていくのではないかと考える。子育てをしていると、赤ちゃんが小さいときに文化芸術から離れざるを得ない時期がある。楽器やバレエなど、家庭環境が忙しくてできない。地域にそういう環境が無いと継続できない。まちづくりというよりは人づくり、本物に触れるまちというコンセプトが浮かんできた。昔ながらの景観なども含めて体全体に感じることでできる文化のまちであり、それが子どもたちや若年層が体験できるように支える、それが望ましいと考えている。

○ゼロ歳児教育は英才教育というイメージがあるが、生活圏の中に、文化芸術に自然と触れる機会があり、大人が関心を示す姿を見て子供も興味が自然と湧くというプロセスがあって体験が生きるのではないかと考える。大人の生活圏や家庭の中に自然に文化があふれているという環境づくりが必要である。

また、多摩市は、京王線の二つの路線が、意識的に横切っているように見える。そのことにより聖蹟桜ヶ丘と永山・多摩センターという三つの拠点による文化圏が作られている。鉄道によって人が移動することで他の都市とつながり文化が成長する、という意味で、特徴的な文化圏が多摩市にはあるという印象を受

<p>次第2 多摩市文化芸術条例(仮称)の制定に向けた留意点(案)について</p>	<p>けた。一流の文化芸術の創造者は死を表現することも多い。多摩市は高齢者も多いため、安心して芸術を楽しむ文化の中に、死生観というのも含めて考えましょうという体験があっても良いのでは。死を意識した芸術の楽しみがあり、老後も楽しめるというのであれば、若い人も住みたいと思うのではないか。</p> <p>○条例における文化芸術の定義は、広すぎると目的や理念が抽象的になりすぎる懸念がある。計画などで補えば良いかもしれないが、条例である程度具体的にできればいいのではないか。対象を誰にするかという視点は重要である。他市の条例で市民の役割の部分をも、「自らが文化芸術の担い手となり」という表記があるが、文化芸術の担い手であるという自覚を持てる人がどれくらいいるのか。それはどういう状態になることを想定しているのかという事ははっきりさせなくてはならない。ゼロ歳児からのコンサートというイベントに参加したことがあるが、そこでは月に1回・2回のペースで行われていて気軽に来て楽しんでいる雰囲気できていた。ゼロ歳児では記憶に残らないとしても経験が残ることで後々重要な意味を持つことになるのかなと思う。</p> <p>○10年間を見据えた文化芸術の役割を示していきたいと考えている。今の日本の問題は、人づくりが必要だと思っており、いじめ、ハラスメント、虐待、人種差別、経済格差など、そもそも品格が下がっている印象がある。一人ひとりの人格を取り戻すことが重要で、憲法13条の個人(人間)の尊厳の尊重、それを文化芸術の基本的な役割にあるのだろうと思っている。文化条例にはその役割の一部を担えるようにという思いはある。</p> <p>◎意見をまとめると、①多様な視点で考えること、②対象は特にゼロ歳児を含めて、さらに高齢者、若者、外国人、障がい者など幅広いこと、③文化芸術の振興・推進のために、どう後押しするかを具体的に進める方法として計画や財政的なことを考える必要性、以上3つになる。</p> <p>すべての市民を公平平等に、多様な参加をあらゆる機会で作っていく「市民文化」と、都市の個性をつくるための選択と集中を行っていく「都市文化」この2つを区分けして政策を作っていくことが重要で、混在するとわかりにくいものになるとの考え方である。</p> <p>多摩市らしさを出すためには選択と集中が必要で、条例にどう反映していくか他市の条例を参考にして考えていく。</p>
<p>次第3 条例における全体構成および項目について</p>	<p>【条例における全体構成および項目について、委員からの質問・意見】</p> <p>○条例の目的について、よい社会をつくるための「まちづくり」という発想よりも、「人づくり」が重要ではないか。ほかにも文化芸術に寄与するという表現も違和感があり、それが目的ではなく、人に良い影響を与えるのが目的ではないか。</p> <p>○個人的には、「人づくり」が「まちづくり」につながるという視点から、「まちづくり」と「人づくり」はほぼ同じ意味だと思っている。人それぞれ言葉で受けるイメージが違う。「人づくり」と「まちづくり」の関係性や「まちづくり」の示すことが何かなど、イメージを共有、あるいは定義する必要があるのではないか。</p> <p>○文化芸術と芸術文化という表現があって、小金井市の条例は「芸術文化」として定めており、範囲を狭くしている印象がある。文化・芸術をどちらに先にするかで、定義の範囲に大きく関わってくるため慎重に決める必要がある。他市の条例では広い範囲で捉えている所が多い。</p> <p>○定義について、憲法13条を軸にして、個人の尊厳をスタートにおいてはどうかと考えている。文化芸術の範囲というよりも、文化芸術とは個人の尊厳を</p>

	守るものであり、もともとモノになっていない、人の内面にあるものである。それが多摩市らしさではないかなと考える。
次第4 第3回委員会について	第3回委員会について 12月18日(金)18時30分から 多摩市役所3階302会議室 具体的な条例項目・内容について意見交換